

外国人介護人材雇用経費支援補助金

外国人介護人材雇用経費支援補助金 Q & A

番号	質問内容	回答
1	どういった費用が対象となりますか。	雇用発生時に行う在留資格認定証明書交付申請等に係る事務委託費、特定技能外国人の雇用から12カ月以内の間、登録支援機関へ支払った支援委託費用が対象となります。
2	登録支援機関はどこの機関でもよいですか。	特定技能1号外国人を雇用する企業等の代わりにその支援業務をおこなう者として、出入国在留管理庁長官の登録を受けた機関であれば、どちらでも構いません。
3	この補助金の補助対象の外国人介護職員は、どんな方ですか。	「特定技能 介護」の方で、市内介護サービス事業所で介護職員として12か月以上の任期有する方が対象です。
4	交付申請はいつまでにする必要がありますか。	対象の外国人介護職員の雇用開始までに申請するようにしてください。 ※雇用後の申請の場合は、補助対象の月数が12カ月より短くなります。
5	対象の外国人介護職員が3か月以内に退職した場合はどうなりますか。	この補助金を申請した月から3か月を経過せず、退職した場合は、その外国人介護職員について交付決定を受けている経費分の補助金については、対象外となります。
6	申し込み多数の場合は、どうなりますか。	予算の範囲内で、先着順となります。そのため、年度途中で申請受付を終了する場合があります。
7	入国手続き等が遅れ、当初の雇用契約書の雇用開始日と実際の雇用開始日にズレが生じた場合はどうなりますか。	補助対象期間は実際の雇用開始日から12カ月です。ただし、雇用開始日が雇用契約書と実際とで異なることについて、理由書を作成して提出してください。(任意様式)